



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 5 4 号

平成30年(2018年)11月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の所在地の変更について (生活支援課)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定について (障害福祉課)	3
○市道の区域の変更について (道路管理課)	3
● 公 告	
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了について ( " )	4
● 教育委員会告示	
○平成31年度金沢市立工業高等学校全日制的課程第1学年入学者募集要項(市立工業高等学校)	4

● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	9
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	9
○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	9
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	9
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	10
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について (経営企画課)	10
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位数の算定について ( " )	10

## 告 示

### ●金沢市告示第340号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 2 移動し、保管した自転車等の台数
  - 自転車 82台
  - 原動機付自転車 2台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 平成30年10月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
  - 金沢市此花町3番2号
  - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
  - 日時 平成30年11月12日から平成31年2月11日まで
  - 午前10時から午後7時まで
  - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
  - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第341号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	2台
三馬3丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	3台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	3台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
  - 平成30年10月1日から同月31日まで

## 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成30年11月12日から平成31年5月11日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所名称	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
1760191229	ゆとりの園訪問看護ステーション	金沢市入江1丁目219番地	金沢市東力1丁目4番地MTビル201	平成30年10月1日

## ●金沢市告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所在地	指定年月日
E S T訪問看護ステーション森本	金沢市吉原町ホ45番地ナカジマビル101	平成30年10月1日

## ●金沢市告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成30年11月12日から同月26日まで一般の縦覧に供しません。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	準 幹 線 510号 野 町 ・ 泉 野 線	野 町 1 丁 目 291番 先から	旧	5.4	7.5
		野 町 1 丁 目 281番 先まで	新	23.1	7.5
一般市道	東 山 1 丁 目 線 9号	東 山 1 丁 目 470番 先から	旧	4.2	5.9
		東 山 1 丁 目 475番 先まで	新	20.4	5.9
一般市道	尾 張 町 2 丁 目 線 11号	下 新 町 102番 先から	旧	9.3	2.7
		下 新 町 101番 先まで	新	22.0	2.7

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地	平成30年10月23日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路 の 位 置	延長(m)	幅員(m)
第107号	平成30年11月1日	金沢市湊3丁目1番26、1番27及び1番28	420.0	9.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成30年11月12日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市三池町10番1から10番7まで	金沢市高島3丁目124番地 株式会社 ラディカルジャパン 代表取締役 浜 浩三	道路 金沢市三池町10番4 水路 金沢市三池町10番7
金沢市八日市1丁目252番1から252番5まで及び253番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市八日市1丁目611番地 有限会社マルヤハウス 代表取締役 中山 正弘	道路 金沢市八日市1丁目252番1及び253番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部

## 教 育 委 員 会 告 示

## ●金沢市教育委員会告示第10号

平成31年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項を次のとおり定めます。

平成30年11月12日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

平成31年度金沢市立工業高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項

## 1 出願資格

次の(1)、(2)又は(3)を満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は、出願できない。

- (1) 平成31年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業し、又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号に掲げる者

- (4) 志願者及び保護者が石川県内（以下「県内」という。）に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

## 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとする。

学 科	募集人員
機 械 科	80人
電 気 科	40人
電 子 情 報 科	40人
建 築 科	40人
土 木 科	40人

## 3 出願手続

- (1) 入学志願者は、県内にある本校以外の公立の高等学校に併願することができない。ただし、本校の学科出願については、第2志望まで志願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書（以下「入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、原則として在学又は出身の中学校校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校校長に提出する。
- (3) 入学検定手数料は、現金をもって納入するものとする。  
なお、郵送による出願を希望する場合は、簡易書留とし、入学検定手数料分の郵便局の定額小為替及び宛先を明記した返信用封筒（82円切手貼付）を同封し、期間内に必着で出願する。
- (4) 1の(2)に該当する者は、入学願書に出願資格確認書を添えるものとする。
- (5) 県外からの入学志願者及び1の(3)に該当する者は、入学願書に金沢市教育委員会が発行する入学志願許可書を添えるものとする。
- (6) 中学校長は、石川県教育委員会が定める調査書及び成績一覧表を本校校長に提出するものとする。

## 4 志願変更

### (1) 志願の変更

入学願書の提出後に、他の公立高等学校又は本校に設置する他の学科に志願を変更しようとする者は、1回に限りその志願を変更することができる。ただし、第2志望のみの変更、追加及び取消しは、認めない。

### (2) 志願変更手続

ア 志願変更を希望する者は、志願変更願を中学校長を経由して本校校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（現金）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書に当該証明書及び入学検定手数料を添えて、変更先高等学校長に提出する。

なお、志願変更願を提出した者は、当該志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。

イ 本校に設置する他の学科に志願変更する場合も、アに準じて手続を行うこと。ただし、志願変更証明書に関する手続は不要とする。

ウ 県外からの入学志願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、入学志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

## 5 出願及び志願変更等の期間

### (1) 入学願書受付期間

平成31年2月15日（金）から同月20日（水）まで。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

なお、出願の特例措置については、11の(4)及び(5)によるものとする。

### (2) 志願者数公表

平成31年2月20日（水）午後3時30分に、本校において行う。

### (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成31年2月25日（月）から同月27日（水）まで。

### (4) 調査書等の提出期間

平成31年2月27日（水）から同年3月1日（金）まで。

なお、(1)、(3)及び(4)についての受付時間は午前9時から午後4時までとし、平成31年2月20日(水)及び同月27日(水)の受付時間は午前9時から午後3時までとする。

## 6 入学者の選抜

入学者の選抜については、それぞれの学科の特色を配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい生徒の能力、適性等を評価して、次のとおり合格者を決定するものとする。

(1) 入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書及び成績一覧表による内申等並びに本校において実施する学力検査等の結果を資料として行う。

なお、選抜に当たっては、当初からの入学志願者と志願変更による志願者とは同等に取り扱う。

(2) 調査書及び成績一覧表による内申と学力検査の結果との相互関係等を十分考慮して審査する。なお、面接の結果も十分参考にする。

## 7 調査書

調査書は、石川県教育委員会が定める様式により、中学校長がその責任において作成する。

## 8 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上のは、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出し、中学校長は調査書等の書類とともに本校校長に提出することとする。

## 9 学力検査等

(1) 学力検査は、平成31年3月6日(水)及び同月7日(木)の両日、入学志願者の全員について本校において行う。

(2) 1日目には、国語、理科及び外国語(英語「聞くことの検査」を含む。)の3教科の学力検査を次の日程で実施する。

3月6日(水)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:20～12:10
	国 語	理 科	英 語

\* 各教科100点満点

(3) 2日目には、社会及び数学の2教科の学力検査と面接を次の日程で実施する。

3月7日(木)	9:00～9:50	10:10～11:00	11:15～
	社 会	数 学	面 接

\* 各教科100点満点(面接を除く。)

## 10 合格者の発表

学科別合格者の発表は、平成31年3月14日(木)正午に、本校内において受検番号の掲示をもって行う。

## 11 通学区域及び県外からの出願

(1) 本校の通学区域は、金沢市立工業高等学校の通学区域を定める規則(平成12年教育委員会規則第27号)の定めるところによるものとし、県内全域から出願することができる。

(2) 県外からの入学志願者は、金沢市立工業高等学校学則(昭和33年教育委員会告示第2号)第17条第3項に定める入学志願特別事情具申書を平成31年1月7日(月)以後に金沢市教育委員会に提出して入学志願許可を受け、当該入学志願許可書を添えて入学願書受付期間中に本校へ出願手続を終えなければならない。

なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。

(3) 福井県あわら市に在住する生徒で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定による、あわら市教育委員会と石川県加賀市教育委員会との間の事務の委託に基づいて加賀市立錦城中学校に在学し、同校を卒業見込みの者又は卒業した者については、県内からの入学志願者と同様に取り扱う。

(4) 転勤による県外からの一家転住、その他やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、金沢市教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。

(5) (4)の特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経由して金沢市教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて、本校へ出願することができるものとする。

なお、その出願期間は、平成31年2月25日（月）から同月27日（水）午後3時までとする。

#### 12 帰国生徒及び外国人生徒の出願

- (1) 中学校に在籍する帰国後3年未満（外国人生徒にあつては、入国後3年未満）の生徒が出願する場合は、入学願書に海外在住状況説明書を添えて、出願手続を行うものとする。
- (2) 外国の中学校を卒業見込みの者又は卒業した者が出願する場合は、海外在住状況説明書を添え、県外からの出願の手続に準じて行うものとする。

#### 13 学力検査において特別な配慮を必要とする生徒の申請手続等

- (1) 学力検査において特別な配慮を必要とする者は、入学願書出願開始日までに、学力検査に関する特別な配慮事項申請書により中学校長を経由して本校校長に申請するものとする。
- (2) 本校校長は、金沢市教育委員会と協議の上、配慮事項について中学校長に通知するものとする。
- (3) 特別な配慮事項については、石川県教育委員会が定める平成31年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項の例による。

#### 14 推薦入学

次の学科について実施する。

- (1) 募集人員 60人

学 科	募集人員
機 械 科	20人
電 気 科	10人
電 子 情 報 科	10人
建 築 科	10人
土 木 科	10人

#### (2) 出願資格

推薦入学を志願できる者は、平成31年3月に県内の中学校を卒業見込み又は修了見込みの者で、次に掲げる要件を満たし、合格の内定を得た場合に入学を確約できる者とする。

- ア 当該学科を志望する動機及び理由が明確かつ適切であること。
- イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。
- ウ 調査書に優れた点や長所の記録を有すること。
- エ 中学校長の推薦を得た者であること。

#### (3) 出願方法及び出願手続

- ア 出願は、1人1学科に限る。
- イ 推薦入学を希望する者（以下「推薦入学志願者」という。）は、所定の推薦入学願書（以下「推薦入学願書」という。）に入学検定手数料2,200円を添え、中学校長を経由して本校校長に提出する。

なお、入学検定手数料の取扱い及び郵送による出願については、3の(3)に定めるところによる。

- ウ 中学校長は、推薦入学願書、推薦書、志願理由書及び調査書に推薦入学願書送り状を添えて、本校校長に提出するものとする。

なお、成績一覧表は、平成31年2月27日（水）から同年3月1日（金）までに本校校長に提出すること。

#### (4) 出願期間

出願受付期間は平成31年1月31日（木）から同年2月4日（月）までとし、期間中の受付時間は午前9時から午後4時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は受付をしない。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

#### (5) 面接

- ア 面接は、平成31年2月8日（金）に推薦入学志願者の全員について、本校において次により行う。

9:00～9:30	9:30～9:45	10:00～
受 付	氏名点呼及び注意事項伝達	面 接

- イ 面接開始時刻に遅れたときは、本校校長に届け出て、その許可を受けなければ面接を受けることができない。
- ウ 面接日時に面接を受けなかった場合には、追面接は行わない。

- (6) 推薦入学者の選抜
- ア 推薦入学志願者に対しては、教科の学力検査を行わない。
- イ 本校校長は、中学校長から提出された推薦書、志願理由書及び調査書並びに面接の結果を資料として総合的に判断し、推薦入学合格内定者（以下「合格内定者」という。）を決定する。
- (7) 合格内定者数の公表及び選考結果の通知
- ア 平成31年2月14日（木）午前10時に、本校内において学科別合格内定者数を公表する。
- イ 本校校長は、推薦入学選考結果通知書を作成し、平成31年2月14日（木）に各中学校長に送付する。  
なお、合格内定者には、合格内定通知書を中学校長を通じて交付する。
- (8) 合格者の発表
- 合格の内定を得た者について、平成31年3月14日（木）正午に、本校内において一般入学の合格者とともに発表する。
- (9) 選考に漏れた者の取扱い
- 選考に漏れた者の取扱いについては、平成31年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項の例による。この場合において、入学検定手数料（現金）の取扱いについては、中学校長を通じて返却するものとするが、当該者が再度公立高等学校の一般入学に願しない場合は、本校に当該入学検定手数料を納入するものとする。
- 15 一般入学の学力検査等における救済措置
- (1) 対象者
- 一般入学の学力検査等の一部又は全てを欠席した者のうち、本人からの申請に基づき、本校校長が審査し、次のア又はイに該当すると認められた者に対して、追検査等を実施するものとする。
- ア 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条の規定による学校において予防すべき感染症等により、特別な配慮によっても受検できなかった者
- イ 風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等により受検できなかった者
- (2) 申請及び審査
- ア 申請
- (ア) 中学校長は、追検査等の受検希望者がいる場合は、当該生徒の状況及び意思を確認し、平成31年3月6日（水）及び同月7日（木）の両日とも原則午前9時までに、本校校長に対して電話にて伝える。
- (イ) 受検希望者は、平成31年3月7日（木）の原則午後4時までに、中学校長を経由して本校校長へ追検査等受検申請書を提出する。その際、追検査等受検申請書には、受検できなかった理由が正当であることを証明できる書類（医師の診断書、中学校長の副申書など）を添付する。
- イ 審査
- (ア) 本校校長は、申請書等を審査し、(1)ア又はイに該当すると認められる者に対して追検査等の受検を許可する。
- (イ) 本校校長は、平成31年3月8日（金）午後3時までに審査結果通知書及び追検査等の受検を承認した場合は追検査等受検許可書を中学校長に交付する。
- (ウ) 中学校長は、審査結果を当該生徒に通知する。
- (3) 合格者の選抜
- 合格者の選抜は、調査書及び追検査の結果を総合して行うものとする。合格者は若干名とし、一般入学の合格者に追加する。
- なお、虚偽の申請が明らかになった場合は、合格及び入学を取り消すこととする。
- (4) 追検査等
- ア 追検査等は、平成31年3月12日（火）に本校において行う。
- イ 追検査は、検査Ⅰ（国語、外国語（英語（「聞くことの検査」は行わない。）」）、検査Ⅱ（理科、社会、数学）を次の日程により実施する。

3月12日（火）	8:20～8:40	9:00～9:40	10:00～11:00
	受 付	検 査 Ⅰ	検 査 Ⅱ

ウ 配点については、検査Ⅰについては、国語40点、英語40点の計80点満点、検査Ⅱについては、理科40点、社会40点、数学40点の計120点満点とする。



エ 面接は検査Ⅱの終了後に実施する。

(5) 選抜結果の通知

本校校長は、選抜結果通知書を作成し、平成31年3月15日(金)に中学校長に送付する。また、合格者には、合格通知書を中学校長を通じて交付する。

なお、受検番号の掲示による合格者の発表は行わない。

16 その他

(1) 詳細については、石川県教育委員会が定める平成31年度石川県公立高等学校全日制の課程第1学年入学者募集要項、平成31年度石川県公立高等学校全日制の課程入学志願者取扱要項及び平成31年度石川県公立高等学校推薦入学実施要項による。

(2) 入学願書及び本校の募集案内は、各中学校へ送付する。また、郵送を希望する者は、宛先を明記し、250円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角形2号)を同封して、本校へ直接申し込むものとする。

(3) 入学者募集に関する問合せ先

金沢市立工業高等学校(石川県金沢市畝田東1丁目1番地1)

電話(076)267-3101(郵便番号920-0344)

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,552人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,857人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第83号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,857人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第84号

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数)を、同条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

7,552人

## ●金沢市選挙管理委員会告示第85号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,929人

---

**公 営 企 業 告 示**

---

## ●金沢市公営企業告示第34号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 58,850円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 67,140円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 59,770円

2 原料価格変動額 29,700円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 59,770円（1トン当たり平均原料価格）＝ 29,700円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－29,700円（原料価格変動額）/ 100円×0.082円

この結果、平成30年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から24.36円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

## ●金沢市公営企業告示第35号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年11月12日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格

1トン当たり 67,140円

2 原料価格変動額 19,200円

算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 67,140円（1トン当たり平均原料価格）＝ 19,200円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－19,200円（原料価格変動額）/ 100円×0.204円

この結果、平成30年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から39.17円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

◎正 誤

○平成30年10月31日付け金沢市公報号外第25号の2

頁	箇 所	誤	正
5	上から5行目	金沢市選挙管理委員会告示第7号	金沢市公営企業管理規程第7号

平成30年(2018年)11月12日 印刷  
平成30年(2018年)11月12日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄